

いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1)いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

(2)いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。

そこで、次の本校におけるいじめについての基本的な認識のもと、全ての児童が安心して楽しく学べる学校づくりを一層推し進めていく。

- ①いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ②いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、全ての児童に関係する問題である。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、いじめる側といじめられる側が入れ替わることもあり得る。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

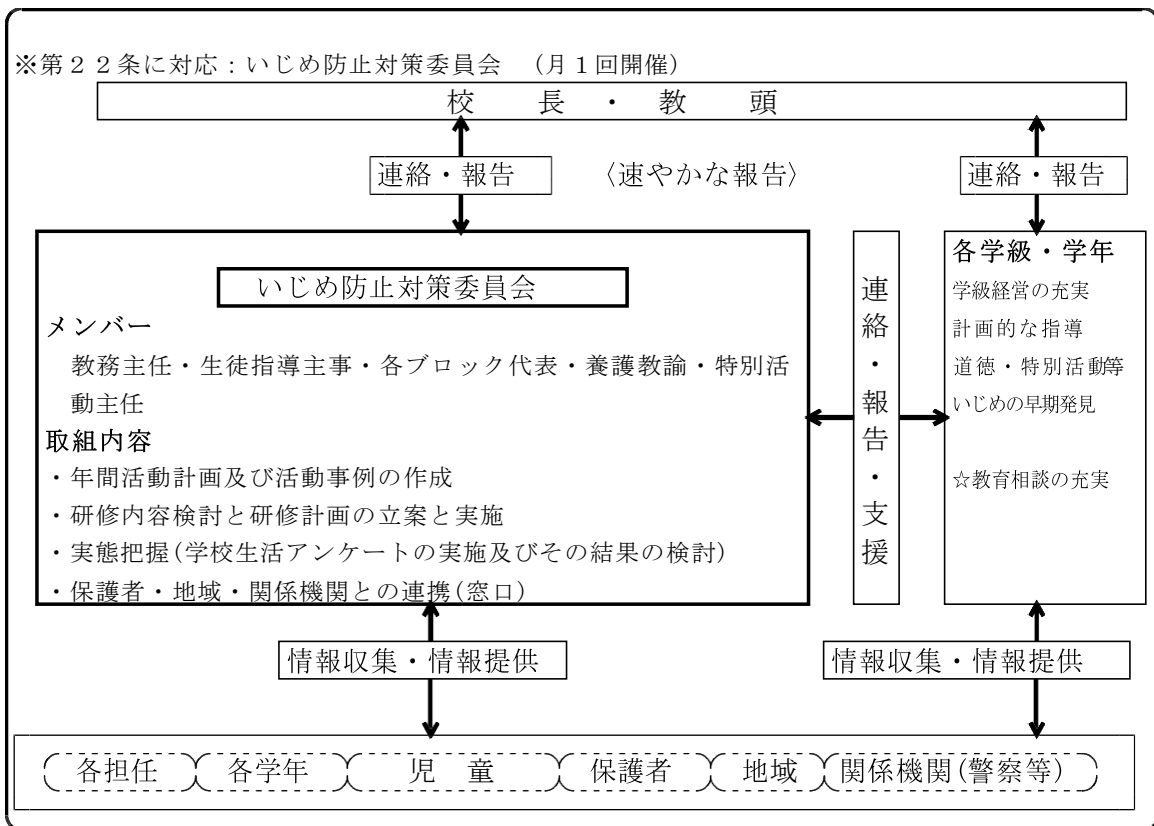
3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために(未然防止)

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

〈いじめ問題に取り組むための組織（平常時）〉



①職員研修の実施

- ・児童の問題行動の未然防止、適切な初期対応及び、保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。
- ・カウンセリングについての研修を実施し、職員のカウンセリング技量の向上を図る。
- ・事例研修会を通して、職員の不適切な言動によって児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないようにする。

②学年・学級経営の充実

- ・児童がお互いを大切にし、一人一人が認められることで自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。

③学習指導の充実

- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、一人一人の実態に配慮した自信をもたせる授業を展開する。
- ・コミュニケーション力を育成し、学習する楽しさを実感させる。

④道徳教育の充実

- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせる。

⑤学校行事の充実

- ・文化的行事や体育的行事など、目標をもって仲間と協力する活動を通して、学級や学校への所属感を高める。

⑥体験教育の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育てる。また、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くようにする。
- ・縦割り班活動を通しての中で、協力したり協調したりすることを学習し、友達とわかり合える楽しさやうれしさを実感できるようにする。

⑦校務の効率化

- ・職員が、児童と向き合い、いじめ防止に適切に取り組むことができるよう校務分掌を適正化し、組織体制を整える。

⑧情報モラル教育の充実

- ・ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、携帯電話等家庭での使用上のルールづくりを推進する。

⑨開発的予防的な生徒指導の取組

※別紙1 いじめ防止等に係る「開発的予防的な生徒指導」年間活動計画

(2)いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために(早期発見)

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

①教師と児童の普段の関わり

- ・担任を中心に職員は、「児童がいるところには、教職員がいる」ようにし、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・毎月1回、問題を抱えている児童についての現状や指導についての情報交換、及び共通認識に基づいた共通行動についての話し合いを行う。

②いじめの相談・通報窓口について

- ・いじめの相談の窓口（学校の教育相談担当やいじめ体罰防止サポートセンター等）があることを知らせる掲示をしたり、日常生活の中での教職員の声かけをしたりして、子供が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談するよう啓発する。

③教育相談の充実

- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

④学校生活(いじめ)アンケートの実施

- ・毎月アンケート調査を実施する。また、いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。

⑤インターネットを通して行われるいじめに対する対策

- ・学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。

⑥家庭及び外部との連携

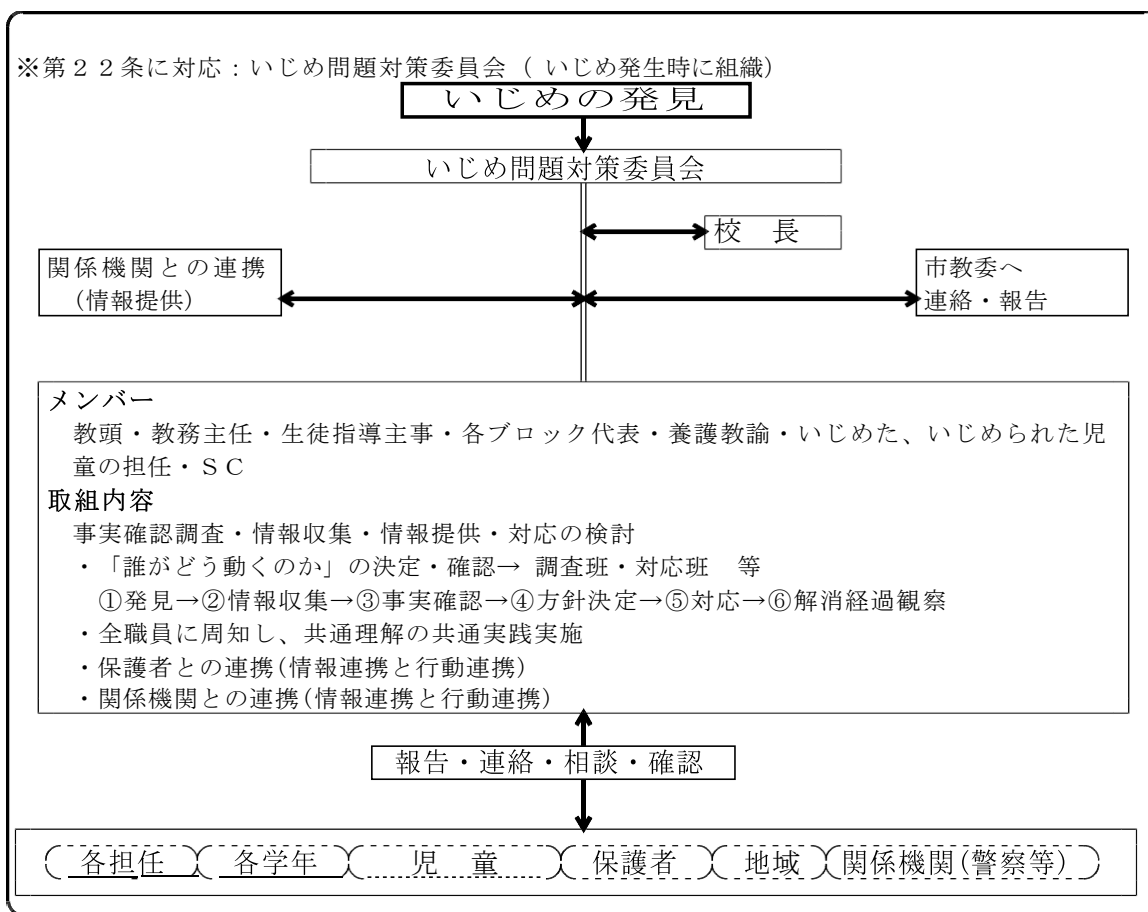
- ・保護者と日頃から連絡を密に取り、気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- ・いじめの要因は様々であることから、教育委員会、父子・母子自立支援センター、福祉関連機関、児童相談所及び警察等との情報共有を継続的に行う。

(3)いじめを認知した場合の適切な対応(早期対応)

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめを受けた児童に寄り添い、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

〈いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）〉



①いじめへの対応

- ・いじめのサインに気付いた場合、大きな問題に発展しないように速やかに「予防的指導」を行う。
- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教職員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導をしていく。
- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすようにする。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決に当たる。
- ・学級では、いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする意識を行き渡らせるようにする。
- ・観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。

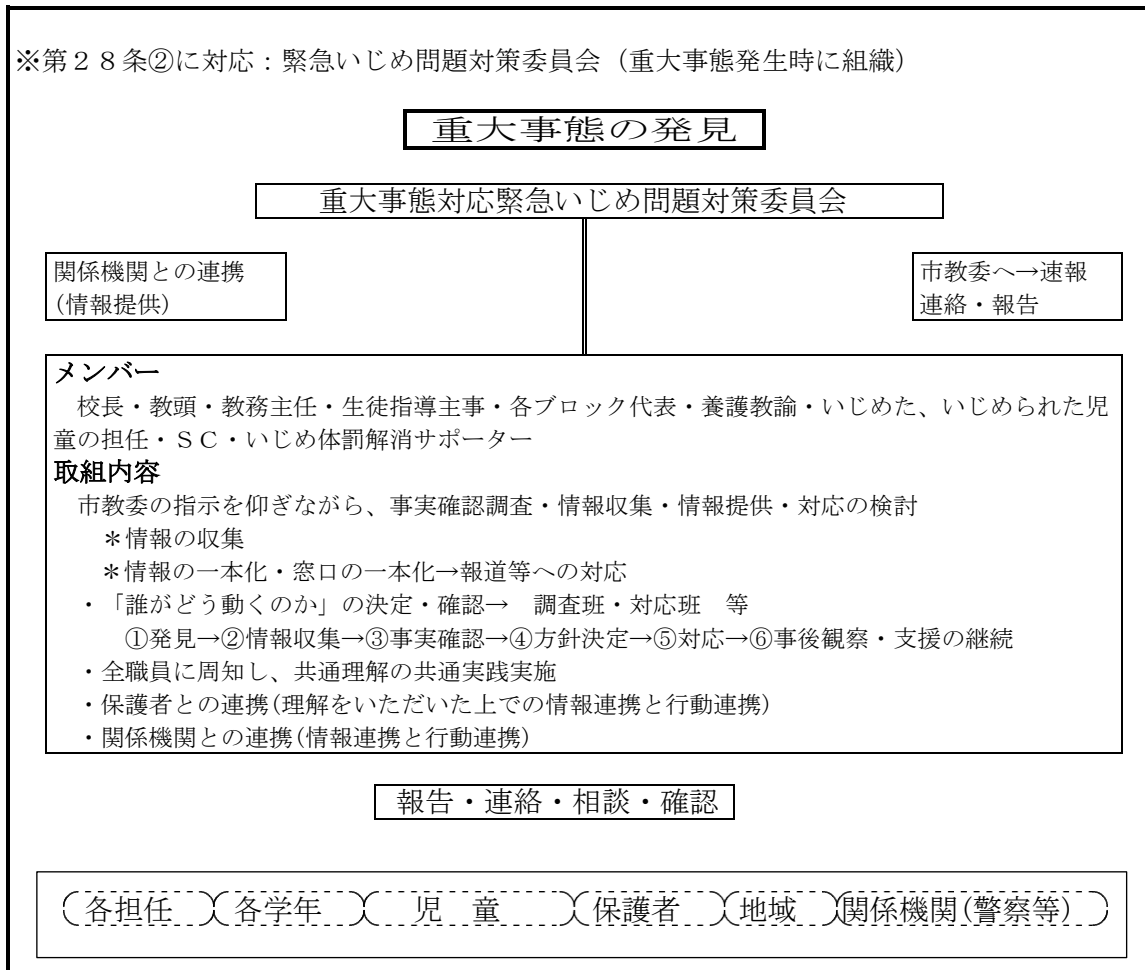
②重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、つくばみらい市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

〈いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」〉



ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、調査によって明らかになった情報を、経過報告を含め、提供する。

オ いじめを行った生徒・保護者に対しては、いじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子供の教育を受ける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為に当たる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる児童たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

キ いじめ対策委員会で再発防止案をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

4 その他の重要事項

取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

そして、次年度の取組に生かす。

- ・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
- ・いじめの早期発見・対応に関する取組について

別紙1 いじめ防止等に係る「開発的予防的生徒指導」年間活動計画

R5.4.1 現在予定

学校行事		学校としての取組	児童主体の活動	
			児童の活動等	委員会活動
4月	・始業式 ・入学式 ・1年生を迎える会 ・避難訓練 ・家庭確認 ・PTA総会	○いじめ防止対策委員会1 ・指導方針 ・指導活動計画等 ○研修「いじめ防止基本方針について」 ○保護者への「いじめ防止対策についての説明」	○学級のルールづくり ○1年生を迎える会 ○通学班集会	
5月	・小中合同引き渡し訓練 ・運動会 ・奉仕活動	○いじめ防止対策委員会2 ○「個別の支援に関する共通理解」 ○校内支援委員会	○縦割り班活動 ○緑の羽根募金活動	○マナーアップ
6月	・プール開き ・2年校外学習 ・2、3年遠足 ・交通安全教室	○学校生活アンケート1 ○いじめ防止対策委員会3 ○児童との面談 ○研修「豊かな人間関係づくり実践プログラムについて」	○縦割り班活動 ○全校集会 ○児童集会	○マナーアップ (3、5年生)
7月	・4年校外学習 ・学びの広場 ・二者面談	○学校生活アンケート2 ○いじめ防止対策委員会4 ○いじめ調査まとめ ○校内支援委員会 ○研修「カウンセリングについて」	○あいさつ運動 ○縦割り班活動	○マナーアップ (1、6年生)
8月	・校内就学指導委員会	○いじめ防止対策委員会5 ・情報共有・2学期の計画、確認 ○研修「人権教育について」		
9月	・避難訓練 ・警察音楽隊（安全教室） ・1学期PTA ・奉仕活動	○学期はじめ人間関係づくり ○いじめ防止対策委員会6 ○研修「児童の主体的な活動について」 ○学校生活アンケート3	○あいさつ運動	○マナーアップ (2、4年生)
10月	・1学期終業式 ・2学期始業式 ・1年遠足 ・5年宿泊学習 ・6年修学旅行	○いじめ防止対策委員会7 ○研修 情報モラルについて ○学校生活アンケート4 ○学期はじめ人間関係づくり	○児童集会	○マナーアップ (3、5年生)
11月	・あきまつり ・希望二者面談 ・学校保健委員会 ・1年校外学習	○いじめ防止対策委員会8 ○児童との面談 ○学校生活アンケート5	○全校集会 ○縦割り班活動 ○小中連携あいさつ運動	○マナーアップ (1、6年生)
12月	・校内持久走大会 ・いじめゼロフォーラム ・薬物乱用防止教室	○学校生活アンケート6 ○いじめ防止対策委員会9 ○いじめ調査まとめ ○校内支援委員会	○赤い羽根募金運動 ○全校集会 ○縦割り掃除	○マナーアップ (2、4年生)
1月	・避難訓練 ・学力診断のためのテスト ・4年校外学習	○いじめ防止対策委員会10 ○学校生活アンケート7	○あいさつ運動 ○縦割り班活動	○マナーアップ (3、5年生)
2月	・全校集会 ・新入生保護者説明会 ・5年校外学習 ・学年末PTA	○いじめ防止対策委員会11 ○学校生活アンケート8 ○校内支援委員会	○全校集会 ○縦割り班活動	○マナーアップ ○6年生を送る会（5年生）
3月	・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式 ・離任式	○学校生活アンケート9 ○いじめ防止対策委員会12 ・本年度のまとめと次年度の課題検討 ○いじめ調査まとめ		